

バス無料乗車券・森つべつ町民入浴優待券
次の日程で同時に交付します

《バス無料乗車券》
北見バス用・開成線、美幌線

(平成30年度も男女別で色分けし、バス無料乗車券を作成しています)

対象者

- ① 70歳以上の方(昭和23年4月1日までに生まれた方)
- ② 1級・2級・3級いずれかの身体障がい者手帳をお持ちの方(寝たきり等バス乗車が不可能な方は除きます)
- ③ 療育手帳をお持ちの方(A判定・B判定)
- ④ 精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑤ ②・③・④のうち、ひとりでバスに乗車できない方の介護者(②は第1種の方、③は18歳未満又はA判定の方、④は1級の方)

申請に必要なもの

印鑑(代理申請の場合は、代理者の印鑑が必要です)

申請日程・場所



■ 3月26日(月) は下記の場所と時間で行います。
◆ 3月27日(火) ～ 4月27日(金) は町民懇談室(議会議事堂1階、5月1日(火)以降は役場福祉担当⑩番窓口で行います。問い合わせ先
保健福祉課福祉担当
☎ 76-2151(内線233)

《ランプの宿 森つべつ町民入浴優待券(全町民)》

対象者

全町民(3歳以下は無料です)
割引額・交付枚数
大人(中学生以上/通常600円) 300円の割引
小人(4歳～小学生/通常250円) 150円の割引
各5枚交付



交付に必要なもの
印鑑(持参忘れの場合は、交付できません)

※世帯員であれば、どなたでもけっこうです。
※ご親戚・親子・ご近所等の方に頼まれ交付に来られた方は、その方の印鑑が必要です(持参忘れの場合は、交付できません)

交付日程・場所

■ 3月26日(月) は下記の場所と時間で行います。
◆ 3月27日(火) ～ 4月27日(金) は、町民懇談室(議会議事堂1階)で行います。5月1日(火)以降の交付につきましては広報4月号でお知らせします。問い合わせ先
産業振興課商工観光グループ
☎ 76-2151(内線258)

同時交付日は3月26日(月) 場所と時間は下記のとおりです

自治会区分(地域)	交付場所	時間
豊永1 豊永2 豊永3 豊永4	豊美寿の家	8時40分～10時40分
柏町 達美町	柏寿園	8時40分～9時10分
旭町1 旭町2 旭町3 高台1 高台2	旭昇園	9時15分～10時25分
幸町 東町 新町	さんさん館	10時30分～11時15分
共和2 共和3 共和4	共和地区集会所	10時45分～11時55分
共和1 恩根1 恩根中央	共和寿の家	11時25分～11時50分
上美都 下美都 上里	美都公民館	13時10分～13時30分
双葉 本岐市街 沼沢 本岐2 木樋 大昭 二又	本岐寿の家	13時30分～14時00分
西町 緑町1 緑町2 緑町3 達美 西達美 本町 上最上 下最上	西町寿の家	13時45分～15時00分
布川 相生2 相生中央	相生公民館	14時20分～15時00分
高台町 東達美	高栄団地集会所	15時10分～15時40分
活汲1 活汲3 活汲中央 岩富 東岡	活汲寿の家	15時55分～16時25分

地方創生の取り組み 5

変化のスピードについていく

地方創生の切り札DMOやDMCを官民協働ベンチャーで始動させ、インバウンド増加を目指し、コシシエルジユを配置。更に働き手の確保もCCRCを実践し、町にイノベーションを巻き起す。地方創生等まちづくりに関する専門紙やインターネットサイトには普段聞きなれない言葉が飛び交っています。「地方の小さな町には関係のないこと」では済まされない「自治体間競争」が今、正に巻き起こっており、時代を読んだ攻めの政策が、求められる時勢に突入しています。

第2回住民懇談会 3月下旬から4月中旬頃の開催を目指します

複合庁舎建設等まちなか再生基本計画策定に係る第2回住民懇談会の日程について、正式な開催日をご案内できずに広報発行日を迎えてしまいましたことを、深くお詫び申し上げます。

現在、庁舎に関しては民間事業者との複合化はしないことが決まっていますが、まちなか再生全体に係る、ゾーニングをはじめとする各整備事業や施策及びスケジュール等について、詰め作業を行っているところとす。

町民の皆様にお示しできるまで、もう少しお時間をいただきたいと考えておりますが、その時期につきましては3月下旬から4月中旬頃を目指し調整中です。

これら作業の遅れから、年度内の計画策定が極めて困難となっており、概要版配布やパブリックコメントも含め年度となるものが濃厚となっております。

度重なる日程の変更や計画策定が遅延していますこと、重ねてお詫び申し上げます。

まちづくりには「人」、津別を愛する人づくり

まちづくりの担い手発掘と育成として、筑波大学による津別高校との高大連携ワークショップを平成27年度から実施しています。

今年度も、まちの再生・活性化について、大学生の力を借りながら、高校生が、若者視点のアイデアをまとめ、一般公開で発表しました。その後、最優秀賞に選ばれたグループは、昨年11月に筑波大学で開催された高大連携シンポジウムにおいて、多くの参加者の前で発表を行いました。



▶高大連携ワークショップの様子

障がい者、生活困窮者(ひきこもり者等)支援事業について

一般に「地方創生」といえば、地方への人の流れをつくることや、移住者の増加策など、地域を盛り上げる取り組みに目が行きがちです。

このことから、障がい者、ひきこもり者支援は「地方創生?」と疑問視されるかも知れませんが、本町では誰もが安心して暮らせる地域を創ることも「地方創生」として、この事業を推進しています。

取り組み状況としては、社会福祉協議会が事業主体となり、障がい者、ひきこもり者が社会へ出る一歩目として利用していただく「居場所」を運営しています。また、「居場所」利用者等の次のステップとして「働く場」を創るために、町内の困り事や求人情報の募集掲示を、さんさん館カフェにて実施しています。

気になる用語説明①

この欄では、「地方創生」や「まちづくり」に関するテレビ等で目にする用語について、順次説明していきます。

【インバウンド】

外から中へ入り込むこと。現在、一般的に外国人の訪日旅行の意味で使われる。対義語は、日本から海外旅行を指すアウトバウンド。

問い合わせ先

住民企画課
地方創生推進グループ
☎ 76-2151(内線241)
e-mail: tsuibeisousei@gmail.com